

令和6年度第1回 山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 令和6年5月24日（金） 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 恩賜林記念館東会議室

3 出席者

（委 員） 高村委員 中澤委員 武藤委員 賀委員 箕浦委員

（事務局） 産業政策課 総括課長補佐 企画・団体・商業担当（3人）

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

（1）開会

（2）審議

（3）大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について

（4）閉会

6 会議に付した事案の件名

（1）「コメリハード&グリーン石和店」の新設について【公開】

（2）「コメリPRO甲府昭和インター店」の新設について【公開】

（3）「ツルハドラッグ北杜須玉店」の新設について【公開】

（4）「公正屋猿橋店」の新設について【公開】

（5）「(仮称)南アルプス地域交流エリア計画」の新設について【公開】

7 議事の概要（敬称略）

公表時は、発言した委員名を非表示

（1）「コメリハード&グリーン石和店」の新設について

（事務局） （届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明）

（会長） 事務局から説明があった「コメリハード&グリーン石和店」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 必要駐車台数に関して、ピーク時の来店自動車台数が141台となっている中、設置する駐車台数は110台となっている。この考え方について、お聞きしたい。

(事務局) ピーク時の来店自動車台数は、1日の中で最も来店が多いと見込まれるピーク1時間の来店自動車数の総計台数となっている。それらの来店客が1時間継続して駐車する可能性は低いことから、必要駐車台数については、ピーク時の来店自動車数より少ない台数となっている。なお、現地調査の際にも設置者側から説明があったが、通常ホームセンターは、他のスーパーマーケット等の小売店舗と異なり、来店客の多くが目的を持って来店する「目的買い客」であり、他の小売店舗に比して滞在時間が短くなる傾向があるため、実態はより余裕がある台数設定となっている。

(委員) 説明の内容はわかった。なお、今回の届出は、当該施設が指針における「特別な事情」に該当するため、利用実態調査結果を踏まえた計算により、必要駐車台数を算出している。審議結果の公表時に、ピーク時の来店自動車数より必要駐車台数が少ないことが、本当に妥当なのかといった疑義をもたれないか。

(事務局) まず、今回の届出施設が指針における「特別な事情」に該当するかについては、届出に当たり、本県及び他県における類似店舗の利用実態調査結果を提出してもらい、確かに滞在時間が短いことを確認したうえで判断している。こうした「特別な事情」が認められる場合に、利用実態調査結果等に基づく計算により、必要駐車台数を算出すること自体は経産省の指針においても認められており、妥当だと考えている。

なお、ピーク時の来店自動車数と比べて台数が少ない点だが、必要駐車台数がピーク時の来店自動車数より少なくなる事例は「特別な事情」に該当しない場合にも起こり得る現象であり、これまでも本県や他県で同様の事例は存在しているため、特段問題ないと考えている。

(委員) これは意見というわけではないが、例え目的買い客が多いとされるホームセンターであっても、基本的に大型店はオープン時などには、他の商品も見たいといって滞在時間が長くなる傾向にあると思う。そういった面では一時的なこともかもしれないが、気にはなる。ただ、当然設置者としては、そうした一時的な需要等も見込んで、総合的に判断した上で、必要駐車台数を算出してきたと思われるため、現時点では大きな支障はないと考える。

(委員) 同じような話かもしれないが、平日と休祭日とでは状況も変わってくると思われる。そういったところの配慮についても、設置者にはお伝えいただきたい。

(事務局) 審議会において、委員よりこうした意見が出たことを設置者にお伝えする。

(委員) 障害者用の駐車場の位置だが、建物の最寄りではなく、駐車場内を横断する形となっているため、可能であればもっと建物寄りに設置する等の配慮をお願いしたい。

(事務局) 審議会において、委員よりこうした意見が出たことを設置者にお伝えする。

(委員) 騒音に関しては、数値上、特に問題はない。また、現地調査において、実際に周囲の状況、道路や住宅等の配置状況を確認したが、特段問題となる部分は見受けられなかった。

(会長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「コメリハード&グリーン石和店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(2) 「コメリPRO甲府昭和インター店」の新設について

(事務局) (届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 事務局から説明があった「コメリPRO甲府昭和インター店」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 騒音に関しては、数値上、特に問題はない。また、現地調査において、実際に周囲の状況、道路や住宅等の配置状況を確認したが、大きな幹線道路に面しており、むしろその騒音の影響の方が大きいと考えられることから、本施設設置に伴い、騒音関係で問題となる点は特にない。

あわせて、現地調査において、設置者側から説明があったが、室外機の設置場所を騒音に配慮して変更したということで、十分配慮していると考えて良いと思う。

(委員) 現地調査の際にも話題にあがったが、当該施設とアルプス通りとの境界についてはかなりの段差が生じている。現地調査の際は、フェンスの設置等は検討していないとのことであったが、先日改めて現地付近を通った時に何らかの配慮があれば良いと感じた。特に歩道と車道の間には縁石がない部分もあり、誤って進入してしまうことも想定される。現時点で設置者に対して、対策を検討しろというのは難しいのかもしれない

いが、そういった意見があった旨、伝えてもらいたい。

(事務局) 現地調査の際に設置者側から説明があったが、当該境界の段差については、店舗新設に伴い生じたものではないため、設置者側がその対策を取るべき義務はない。

また、歩道と車道との間に縁石がない場所への進入防止ということであれば、一義的には道路管理者が安全対策等の措置を行うことが望まれる内容となる。

ただ、本件について、別途道路管理者と設置者が協議を行った結果、今回は設置者の善意で、改修等の対策を取る旨の報告をいただいている。

(会長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「コメリPRO甲府昭和インター店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(3) 「ツルハドラッグ北杜須玉店」の新設について

(事務局) (届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 事務局から説明があった「ツルハドラッグ北杜須玉店」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 騒音に関しては、昼間の環境基準値の等価騒音レベルが55dBであるところ、54.4dBという地点があり、基準値ギリギリの予測となっている箇所があったが、実際に現地調査で確認したところ、保全対象となる近隣の民家との距離がかなりあり、安全側の予測になっているということが確認できた。また、当日の説明において、騒音発生源となる設備の配置についても、騒音に配慮して配置場所を変更したということで、十分配慮されており、特段騒音に関する問題はないと判断した。

(会長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「ツルハドラッグ北杜須玉店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(4) 「公正屋猿橋店」の新設について

(事務局) (届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 事務局から説明があった「公正屋猿橋店」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 騒音に関しては、予測値及び周辺環境の状況から特段問題はないと思われる。合わせて、現地調査の際に、山側との音の関係性を懸念する旨の話も出たが、私が見たところ、影響が懸念されるような要素はないと思われる。

(委員) 気になるといえば、店舗出入口に挟まれる形で民家が存在する点だが、現地調査で確認したところ、民家と出入口通路との間に十分な幅が設定されていたため、大丈夫かと思う。

また、届出上は設置駐車場の台数が少なかったが、これは今後道路整備の計画があり、用地買収等により将来的に減少する可能性があるため、当該部分の駐車台数を予め削って届け出ているという理解で良かったか。

(事務局) 駐車場の台数については、委員のお見込みのとおり。今後減少する可能性がある駐車場については、整備予定の駐車台数に換算していないため、届出上は整備する駐車台数が、指針で求められる駐車台数と同じとなっているが、実際はそれ以上に整備される予定。また、将来的に削減の可能性がある駐車場についても、用地買収等が行われるまでは利用できるため、かなり余裕をもった駐車台数が整備される予定。

(委員) 店舗出入口については、現在工事中であるため、現時点では若干見えづらいように感じるが、工事が完了すれば、その点についても改善されると思われる。

(事務局) 開業の際には、事務局において現地の状況を改めて確認する。

(委員) 店舗の位置関係上、右折出入庫はやむを得ないとは思いますが、店舗前の道路についても交通量がそれなりにあるため、設置者側には開業後の交通対策について、十分配慮していただきたい。

(事務局) 開業の際に、対応報告に記載されている安全対策等が取られているか、事務局でも確認する。

(会 長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会 長) 「公正屋猿橋店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(5) 「(仮称) 南アルプス地域交流エリア計画」の新設について

(事 務 局) (届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会 長) 事務局から説明があった「(仮称) 南アルプス地域交流エリア計画」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委 員) 騒音に関しては、予測値及び周辺環境の状況から特段問題はない。

他に気になる点としては、現地調査の際にも話が出たが、店舗南側の接続道路から西側に通行できるという部分。設置者側からの公式な回答では、通行自体を禁止することはできないため、積極的な案内は行わないとされており、現時点でこれ以上の対応は難しいのかもしれないが、実際はかなり車が通行するのではないかとの印象を受ける。

実際に開業して、ここが通行可能だということがわかれば、かなりの車が通行してしまうのではと思う。そういう点では、積極的に案内しないという対応だけで十分なのかというのが気になる。

(事 務 局) 設置者側の回答にも記載されているが、当該道路は公道であるため、設置者側の方で通行を禁止することができないのは事実。その点、設置者としては、来退店経路の周知を徹底し、車両を誘導していく対応となる。

ただし、実際に開業後、当該道路を通行することによる交通事故が多発する等の事態が生じた場合は、道路管理者や警察等の関係機関と協議をし、改めて対応を検討していくということになると思う。

なお、審議会においてこうした意見が出されたことは、設置者側にお伝えする。

(会 長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会 長) 「(仮称) 南アルプス地域交流エリア計画」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(6) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について

(事務局) (届出の処理状況、手続終了案件の届出概要について報告)

※ 報告に関して、委員からの質問、意見なし。

以上